平成２２年（フ）第９６７号
川崎市川崎区渡田２丁目７番９号　サカエマンション202、前住所川崎市幸区遠藤町42番地
債務者　渡部　令子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井町　順一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷190番地２　サンライトヴィラ104号室、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字毛谷50番地
債務者　大河原留美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷裕次郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６３号
函館市梁川町６番１号
債務者　竹内富美子（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
函館市日吉町４丁目29番13号
債務者　山岸　真希
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中110番地
町営住宅佐本団地５号室
債務者　野﨑　嘉彦
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１０号
愛知県刈谷市半城土中町２丁目20番地３　ピアハイツ203号
債務者　吉田　敬子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
愛知県安城市今池町１丁目７番８号
債務者　浅井　秀人
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
愛知県岡崎市土井町字荒井乙49番地　コージーコートＢ―203
債務者　藤原　靖之
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
岡山県倉敷市上富井601番地16　エルディム若竹Ⅰ―105
債務者　柚木　廣光
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
岡山県倉敷市上富井601番地16　エルディム若竹Ⅰ―105
債務者　柚木美智子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６６０号
群馬県前橋市元総社町335番地　ＲＥ―503号
債務者　小屋　龍一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７０号
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑306番地27
債務者　中川かね子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
群馬県前橋市駒形町951番地20
債務者　中村　行男
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８２号
群馬県前橋市岩神町１丁目19番４号
債務者　和田　賢次
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
群馬県伊勢崎市南千木町2267番地４
債務者　日向　雅美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
群馬県伊勢崎市除ケ町383番地１
債務者　茂木　由香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所